

佐野市公共工事等の入札及び契約の公表に関する要綱

平成19年3月30日

告示第83号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が行う公共工事等の入札及び契約について透明性を高めるため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条から第7条までに定めるもののほか、当該公共工事等の入札及び契約に係る事項の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共工事等の入札及び契約に係る事項の公表)

第2条 市長は、令第7条第2項に規定する公共工事のほか、次に掲げるものの入札及び契約に係る事項を、遅滞なく、公表するものとする。

- (1) 公共工事の契約で予定価格が200万円を超えるもの（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）
 - (2) 公共工事に係る設計、調査、測量等の業務委託契約で契約検査課において契約締結するもののうち予定価格が100万円を超えるもの（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事に係るものであって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）
- 2 前項の公表は、令第7条第2項各号に掲げる事項のほか、入札に係る次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 入札予定年月日
 - (2) 入札を行う契約の名称
 - (3) 公共工事に係る設計、調査及び測量等の場所
 - (4) 予定価格
 - (5) 最低制限価格又は調査基準価格
- 3 公表の時期は、前項第1号から第4号までに掲げる事項の公表にあつては入札執行前に、同項第5号に掲げる事項の公表にあつては入札執行後に、遅滞なく、行うものとする。
- 4 市長は、第2項各号の事項を変更したときは、遅滞なく、変更後の事項を公表す

るものとする。

(指名停止措置に関する事項の公表)

第3条 市長は、佐野市競争入札参加者指名停止要綱(平成17年佐野市告示第154号)

第11条第1項の規定により入札参加資格者の指名停止措置を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指名停止措置を受けた者の商号又は名称及び所在地
- (2) 指名停止の期間
- (3) 指名停止の理由

2 市長は、前項の公表事項を変更したときは、遅滞なく、変更後の事項を公表するものとする。

(公表方法)

第4条 令第5条第1項及び第5項、第6条並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表並びに第2条及び第3条の規定による公表は、契約検査課において閲覧に供する方法又は市のホームページに掲載する方法で行うものとする。

(公表期限)

第5条 公表の期限は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 令第5条第1項及び第5項並びに第6条の規定による公表 当該年度の末日
- (2) 令第7条第1項の規定による公表 当該資格の有効期間が終了した日の属する年度の末日
- (3) 第2条第2項及び第4項の規定による公表 公表した日の属する年度の翌年度の末日
- (4) 第3条の規定による公表 当該指名停止の期間が終了した日の属する年度の翌々年度の末日

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、公共工事等の入札及び契約等に係る事項の公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(佐野市入札結果等の公表要綱の廃止)

- 2 佐野市入札結果等の公表要綱（平成17年告示第158号）は、廃止する。
（佐野市公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に伴う情報の公表要綱の廃止）
- 3 佐野市公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に伴う情報の公表要綱（平成17年告示第159号）は、廃止する。
（佐野市建設工事等予定価格事前公表試行要綱の廃止）
- 4 佐野市建設工事等予定価格事前公表試行要綱（平成17年告示第381号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。